

19 ヘイトスピーチ対策の推進

1 ヘイトスピーチ対策の推進

【提案内容】

提出先 総務省、法務省

ヘイトスピーチ解消法制定以後も、ヘイトスピーチは後を絶たないため、全国一律の判断基準に基づいた実効ある規制が行われるよう、**同法を見直すこと**。

また、インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、**全国一律のインターネットモニタリング及び削除依頼を実施**するとともに、地方自治体の取組を後押しするため、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示をすることを可能とするなど**拡散防止に係る法改正等**を実施すること。

◆現状・課題

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」は、「不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）」の定義は規定されているもののその範囲は必ずしも明確ではなく、ヘイトスピーチや人種、民族などを理由とした差別を禁止する規定なども設けられていない。このため、各地方自治体は、独自に「ヘイトスピーチか否か」を判断し、対応しなければならず、非常に苦慮している。

ヘイトスピーチについては、日本国憲法第21条に基づく「表現の自由」に十分配慮しつつも、その範囲を明確にし、表現者に対しヘイトスピーチを行わないよう徹底させる必要がある。

同法第4条第2項の「地方公共団体は、（中略）国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」との規定に沿って、ヘイトスピーチか否かを判断する審査会を設置し、「公共の施設利用のガイドライン」や「インターネット上の拡散防止策」を講じている地方自治体もあるが、憲法上保障される「表現の自由」という重要な権利に関する判断は、国において一元的に判定すべきである。

また、インターネットの特質上、情報が瞬時に全国・全世界へ拡散されるとともに匿名性が高く、発信源の特定が困難なため、国自らが全国一律のインターネットモニタリング及び削除依頼を行う必要がある。

ただし、インターネット上のヘイトスピーチについては、拡散するスピードが速く、より迅速に情報削除を働きかけることが重要であり、国自らが全国一律のインターネットモニタリング等を実施するまでの間、引き続き地方自治体による削除依頼を実施することが想定される。令和6年5月に公布された情報流通プラットフォーム対処法により大規模プラットフォーム事業者に対して、被害者本人からの削除申出への対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置が義務付けられたが、行政等第三者からの削除依頼については、法律に明記されておらず義務付けられていない。地方自治体が削除依頼を実施するにあたり、地方自治体による削除依頼が、実効性あるものとなるよう仕組みを制度化する必要がある。

また、総務省が策定した「違法情報ガイドライン」にはヘイトスピーチに関する具体的な記載がなく、拡散防止策となっていないことから、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど拡散防止に係る法改正等が必要である。

さらに、ヘイトスピーチ解消法施行から10年が経過し、街頭でのヘイトスピーチだけでなく、インターネット上でのヘイトスピーチが深刻化している。また、インターネット上では、誤った情報や事実と異なる情報を投稿することで、ヘイトスピーチをあおるような状況も散見される。こうした状況の中で、現状をより明確に把握するため、実態調査を行うことが必要である。令和8年度に国が実施する全国実態調査の結果に基づき、有効な法改正を行い、国自らがヘイトスピーチ解消に向けた実効性ある施策を講ずるとともに、各地方自治体が行う施策の推進を後押しする取組を実施する必要がある。

◆実現による効果

ヘイトスピーチにさらされ、悩みや苦しみを抱え、心がむしばまれている当事者（外国籍県民等）の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現と、県民一人ひとりの外国籍県民等に対する人権尊重の機運の定着が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)